

平成26年定例会
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会
提出資料

○ 議案補充説明

- I 平成26年度当初予算について..... 1
- ・ 議案第16号「平成26年度三重県水道事業会計予算」
 - ・ 議案第17号「平成26年度三重県工業用水道事業会計予算」
 - ・ 議案第18号「平成26年度三重県電気事業会計予算」
- II 平成25年度最終補正予算について..... 6
- ・ 議案第115号「平成25年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）」
 - ・ 議案第116号「平成25年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）」
 - ・ 議案第117号「平成25年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）」
- III 「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」
について..... 12
- ・ 議案第88号「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」
- IV 「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」について.... 14
- ・ 議案第90号「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」
- V 「三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」
について..... 18
- ・ 議案第91号「三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」

平成26年3月12日

企 業 庁

Ⅰ 平成26年度当初予算について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁は、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針とし、平成19年度に策定した「長期経営ビジョン」(平成19～28年度)、及びその実行計画である「第2次中期経営計画」(平成23～26年度)に掲げる経営目標の実現に向け、ISO9001品質マネジメントシステムを活用した事業運営を行っています。

平成26年度においては、耐震化・老朽劣化対策を図るための計画的な施設改良や技術管理業務の包括的な民間委託等の取組を進めるとともに、平成27年4月給水開始予定の南勢水道拡張事業について計画的・効率的に事業を進めます。

また、水力発電事業の民間譲渡については、段階的譲渡の2回目となる平成26年4月に、3発電所を中部電力(株)に譲渡します。

なお、これらの事業の実施に加え、財務基盤の強化を進めるため、新規企業債の発行抑制に努めるとともに、水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施することにより、金利負担の軽減を図ります。

2 主な重点項目

(1) 計画的な施設改良の推進

予算額 5,571,904 千円

将来にわたり水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場、発電所などの施設を効率的に整備し、適切に維持・更新していくことが不可欠です。このため、施設の耐震化対策を重点的に進めるとともに、老朽劣化対策として電気・計装・機械設備の更新等を実施していきます。

① 耐震化対策

予算額 2,103,808 千円

浄水場等の主要施設や水管橋の耐震補強を行い、大規模地震等による被害の軽減を図ります。

- ・ 沢地浄水場耐震補強工事
- ・ 揖斐川水管橋耐震補強工事 他

② 老朽劣化対策

予算額 2,520,201 千円

管路や設備機器を中心に、効率的に改修や取替等を行い、漏水や故障等による給水障害の未然防止を図ります。

- ・ 菰野導水ポンプ所非常用自家発電設備改良工事
- ・ 播磨浄水場沈殿池汚泥掻寄設備改良工事 他

③ その他(配水運用の強化等)

予算額 947,895 千円

管路の整備や送水管布設替工事などを行い、配水運用の強化等を図ります。

- ・ 内径300 耗送水管布設替工事(白山向け) 他

(2) 拡張事業の推進

予算額 519,378 千円

南勢水道拡張事業について、平成27年4月からの給水開始に向けて計画的・効率的に事業を進めます。

- ・多気浄水場2系送水ポンプ改良工事 他

(3) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

予算額 1,528,581 千円

長期経営ビジョンに基づき、水力発電事業の民間譲渡や技術管理業務の包括的な民間委託などの取組を進めます。

① 水力発電事業の民間譲渡

予算額 1,253,856 千円

水力発電事業の民間譲渡については、平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二及び蓮発電所を中部電力(株)に譲渡するとともに、最終譲渡となる平成27年4月に向けて、残る5発電所に係る必要な設備改修等を行います。

- ・宮川第三発電所圧力隧道ケーブル取替工事
- ・大和谷発電所取水口他整備工事 他

② 技術管理業務の包括的な民間委託

予算額 274,725 千円

工業用水道の浄水場等(北勢水道事務所管内)における技術管理業務の包括的な民間委託について、受託者との緊密な連携のもと適切に指導・監督を行い、安全・安定供給の継続に努めます。

- ・統括運転管理及び浄水場等管理業務委託

3 水道事業会計【議案第16号関係】

(1) 予算額

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	増 減	備考(主な増減理由)
収益的収入	10,160,982	11,710,220	1,549,238	
営業収益	9,905,512	10,131,822	226,310	給水収益の増
営業外収益	255,470	1,010,739	755,269	長期前受金戻入の増
特別利益	—	567,659	567,659	退職給付引当金戻入の増
収益的支出	8,937,475	9,524,074	586,599	
営業費用	7,608,456	8,291,039	682,583	減価償却費の増
営業外費用	1,327,019	1,172,989	△154,030	支払利息の減
特別損失	—	58,046	58,046	賞与引当金繰入額の増
予備費	2,000	2,000	—	
収益的収支差	1,223,507	2,186,146	962,639	
純 利 益	1,192,465	1,947,901	755,436	
資本的収入	1,484,714	1,935,583	450,869	
企業債	—	210,400	210,400	水資源機構割賦負担金繰上償還に充当する企業債の増
出資金	1,265,896	1,183,125	△82,771	出資対象企業債の減
負担金	218,818	522,963	304,145	南勢水道拡張事業負担金の増
雑収入	—	19,095	19,095	工事受託金の増
資本的支出	6,641,637	6,665,930	24,293	
建設改良費	2,726,131	2,704,386	△21,745	中勢水道改良費の減
償還金	3,915,506	3,961,544	46,038	水資源機構割賦負担金繰上償還による増
資本的収支差	△5,156,923	△4,730,347	426,576	

(2) 主な重点項目

- ① 計画的な施設改良の推進 予算額 2,096,327 千円
- ア 耐震化対策 121,733 千円
- ・宮川水管橋耐震補強工事 他
- イ 老朽劣化対策 1,502,083 千円
- ・菰野導水ポンプ所非常用自家発電設備改良工事 他
- ウ その他 472,511 千円
- ・送水管布設替工事(白山向け他) 他
- ② 拡張事業(南勢水道拡張事業)の推進 予算額 519,378 千円
- ・多気浄水場2系送水ポンプ改良工事 他
- ③ 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善
(技術管理業務の包括的な民間委託) 予算額 83,785 千円
- ・統括運転管理及び浄水場等管理業務委託

4 工業用水道事業会計【議案第17号関係】

(1) 予算額

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	増減	備考(主な増減理由)
収益的収入	5,914,877	6,468,772	553,895	
営業収益	5,893,371	6,005,408	112,037	給水収益の増
営業外収益	21,506	463,364	441,858	長期前受金戻入の増
収益的支出	5,366,415	6,207,407	840,992	
営業費用	4,912,737	5,722,820	810,083	減価償却費の増
営業外費用	451,678	405,419	△46,259	支払利息の減
特別損失	—	77,168	77,168	退職給付及び賞与引当金繰入額の増
予備費	2,000	2,000	—	
収益的収支差	548,462	261,365	△287,097	
純利益	426,862	66,248	△360,614	
資本的収入	1,267,433	1,973,688	706,255	
企業債	—	680,200	680,200	水資源機構割賦負担金繰上償還に充当する企業債の増
補助金	63,000	104,700	41,700	国庫補助金の増
出資金	1,162,433	1,171,940	9,507	出資対象企業債の増
雑収入	42,000	16,848	△25,152	工事受託金の減
資本的支出	4,684,253	6,421,462	1,737,209	
建設改良費	2,395,014	3,726,809	1,331,795	北伊勢工業用水道改良費の増
償還金	2,289,239	2,694,653	405,414	水資源機構割賦負担金繰上償還による増
資本的収支差	△3,416,820	△4,447,774	△1,030,954	

(2) 主な重点項目

- ① 計画的な施設改良の推進 予算額 3,475,577千円
- ア 耐震化対策 1,982,075千円
- ・ 沢地浄水場耐震補強工事 他
- イ 老朽劣化対策 1,018,118千円
- ・ 伊坂ポンプ所ポンプ設備改良工事 他
- ウ その他 475,384千円
- ・ 朝明川水管橋添架工事(一期) 他
- ② 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善
(技術管理業務の包括的な民間委託) 予算額 190,940千円
- ・ 統括運転管理及び浄水場等管理業務委託

5 電気事業会計【議案第18号関係】

(1) 予算額

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	増減	備考(主な増減理由)
収益的収入	4,010,962	3,087,909	△923,053	
営業収益	2,883,357	1,674,608	△1,208,749	電力料収入の減
附帯事業収益	1,120,941	1,022,997	△97,944	RDF処理委託料の減
営業外収益	6,664	390,304	383,640	長期前受金戻入の増
収益的支出	4,234,343	4,420,276	185,933	
営業費用	2,732,198	2,052,577	△679,621	修繕費の減
附帯事業費用	1,301,063	1,118,973	△182,090	委託料の減
営業外費用	199,082	327,722	128,640	消費税納税額の増
特別損失	—	919,004	919,004	退職給付引当金繰入額の増
予備費	2,000	2,000	—	
収益的収支差	△223,381	△1,332,367	△1,108,986	
純利益	△187,499	△1,124,198	△936,699	
資本的収入	1,136,219	2,803,776	1,667,557	
固定資産売却代金	1,123,500	2,803,776	1,680,276	宮川第一、宮川第二及び蓮発電所譲渡による増
長期貸付金償還金	12,719	—	△12,719	貸付金償還金の減
資本的支出	1,390,207	1,176,106	△214,101	
建設改良費	442,910	145,264	△297,646	三瀬谷発電所改良費の減
償還金	947,297	1,030,842	83,545	企業債繰上償還による増
資本的収支差	△253,988	1,627,670	1,881,658	

(2) 主な重点項目

① 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

(水力発電事業の民間譲渡)

予算額 1,253,856 千円

- ・ 宮川第三発電所圧力隧道ケーブル取替工事
- ・ 大和谷発電所取水口他整備工事 他

II 平成25年度最終補正予算について

1 水道事業会計【議案第115号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的収支	収入	10,167,568	29,316	10,196,884	給水収益 40,131 受取利息 5,054 他会計補助金 1,796 受託工事収益 △17,665	
	支出	8,869,670	△55,504	8,814,166	原水及び浄水費 △2,541 配水費 △16,733 業務費 △1,247 総係費 △3,859 減価償却費 3,534 資産減耗費 △17,821 支払利息及び企業債取扱諸費 828 受託工事費 △17,665	
	収益的収支差	1,297,898	84,820	1,382,718		
	純利益	1,259,615	80,459	1,340,074	税抜き	
	資本的収支	収入	1,987,440	△20,046	1,967,394	工事負担金 △20,046
		支出	6,791,267	△308,423	6,482,844	業務設備及び改良費 △65,146 北勢水道改良費 △70,776 中勢水道改良費 △134,172 南勢水道改良費 △18,283 南勢水道拡張費 △20,046
		資本的収支差	△4,803,827	288,377	△4,515,450	

○継続費の変更

南勢水道拡張事業

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	計
変更前	12,976	116,224	218,818	393,378	741,396
変更後	12,976	116,224	72,447	519,378	721,025

大台町簡易水道建設受託事業

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	計
変更前	14,466	133,629	151,370	221,959	521,424
変更後	14,466	133,629	118,321	119,036	385,452

【収益的収支】

(収 入)

収入についての補正は29,316千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 給水収益 40,131千円
北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）の使用水量の増
- 受託工事収益 △17,665千円
大台町からの受託工事収益の減

(支 出)

支出についての補正は55,504千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 資産減耗費 △17,821千円
播磨浄水場汚泥池機械設備撤去費等の減
- 受託工事費 △17,665千円
大台町からの受託工事費の減

(純利益)

純利益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ80,459千円増の1,340,074千円となる見込みです。

【資本的収支】

(収 入)

収入についての補正は20,046千円の減額となり、内容は以下のとおりです。

- 工事負担金 △20,046千円
南勢水道拡張事業に係る多気町及び大台町からの工事負担金の減

(支 出)

支出についての補正は308,423千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 北勢水道改良費 △70,776千円
契約額の確定による減
- 中勢水道改良費 △134,172千円
契約額の確定による減

2 工業用水道事業会計【議案第116号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的収支	収入	5,903,972	△3,221	5,900,751	給水収益	△ 10,137
					その他営業収益	2,884
					受取利息	2,881
					他会計補助金	20
					雑収益	1,131
	支出	5,320,859	△117,944	5,202,915	原水及び浄水費	△ 90,175
					配水費	△ 21,522
					業務費	△ 2,088
					総係費	△ 2,730
					減価償却費	△ 15,316
資産減耗費					△ 6,113	
				消費税及び地方消費税	20,000	
収益的収支差	583,113	114,723	697,836			
純利益	446,481	129,063	575,544	税抜き		
資本的収支	収入	1,251,810	△10,500	1,241,310	工事受託金	△ 10,500
	支出	4,664,228	△285,767	4,378,461	業務設備及び改良費	△ 50,277
					北伊勢工業用水道改良費	△ 153,136
					多度工業用水道改良費	△ 82,354
資本的収支差	△3,412,418	275,267	△3,137,151			

【収益的収支】

(収 入)

収入についての補正は3,221千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ○給水収益 | △10,137千円 |
| 北伊勢工業用水道事業の契約水量の減 | |
| ○その他営業収益 | 2,884千円 |
| 水道事業による工水施設利用料の増 | |

(支 出)

支出についての補正は117,944千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|------------------|-----------|
| ○原水及び浄水費 | △90,175千円 |
| 取水運用の変更等に伴う動力費の減 | |
| ○配水費 | △21,522千円 |
| 配水計画検討業務委託料の減 | |

(純利益)

純利益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ129,063千円増の575,544千円となる見込みです。

【資本的収支】

(収 入)

収入についての補正は10,500千円の減額となり、内容は以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ○工事受託金 | △10,500千円 |
| 津市から受託している配水管布設替工事の事業計画変更による減 | |

(支 出)

支出についての補正は285,767千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|--------------|------------|
| ○北伊勢工業用水道改良費 | △153,136千円 |
| 事業計画の変更等による減 | |
| ○多度工業用水道改良費 | △82,354千円 |
| 事業計画の変更による減 | |

3 電気事業会計【議案第117号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的収支	収入	4,137,144	△9,280	4,127,864	電力料(水力発電事業)	17,781
					電力料(RDF焼却・発電事業)	48,742
					その他附帯事業収益	△77,303
					受取利息	1,480
					他会計補助金	20
	支出	4,212,242	△83,965	4,128,277	宮川第一水力発電費	23,768
					宮川第二水力発電費	△27,154
					宮川第三水力発電費	△1,669
					長水力発電費	△13,424
					三瀬谷水力発電費	△42,068
					大杉貯水池費	△10,013
					大和谷水力発電費	△7,651
					蓮水力発電費	△7,001
					青田水力発電費	△15,192
一般管理費					35,435	
RDF発電費	△18,996					
収益的収支差	△75,098	74,685	△413			
純利益	△38,015	70,756	32,741	税抜き		
	うち水力 △146,022 うちRDF 108,007	うち水力 80,018 うちRDF △9,262	うち水力 △66,004 うちRDF 98,745			
資本的収支	収入	1,133,176	-	1,133,176		
	支出	1,300,111	△37,603	1,262,508	宮川第一発電所改良費	3,200
					三瀬谷発電所改良費	△484
					大杉貯水池改良費	△40,181
業務設備及び改良費	△138					
資本的収支差	△166,935	37,603	△129,332			

【収益的収支】

(収 入)

収入についての補正は9,280千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○電力料（水力発電事業）	17,781千円
発電が無効となる放流量が減少し、電力料収入に係る控除額が減少したことなどによる増	
○電力料（RDF焼却・発電事業）	48,742千円
RDF搬入量の増	
○その他附帯事業収益	△77,303千円
RDF処理委託料の改定に伴う減	

(支 出)

支出についての補正は83,965千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○宮川第二水力発電費	△27,154千円
事業計画の変更による固定資産除却費の減	
○三瀬谷水力発電費	△42,068千円
事業計画の変更等による委託料の減	

(純利益)

純利益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ70,756千円収支が改善し、32,741千円の純利益となる見込みです。

なお、事業別の内訳は水力発電事業で66,004千円の純損失、RDF焼却・発電事業で98,745千円の純利益となる見込みです。

【資本的収支】

(支 出)

支出についての補正は37,603千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○宮川第一発電所改良費	3,200千円
事業計画の変更による増	
○大杉貯水池改良費	△40,181千円
事業計画の変更等による減	

Ⅲ 「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」について

【議案第 88 号関係】

1 改正理由

宮川第一発電所、宮川第二発電所及び蓮発電所の譲渡並びに地方公営企業会計制度の見直しによる地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を下記のとおり改正します。

2 改正内容

(1) 経営内容

公営企業の経営内容から、譲渡する発電所を削る。

譲渡する発電所名	譲渡日
宮川第一発電所	平成 26 年 4 月 1 日
宮川第二発電所	平成 26 年 4 月 1 日
蓮 発 電 所	平成 26 年 4 月 1 日

(2) 資本剰余金の処分

みなし償却制度（固定資産形成に当たって補助金等を受けた部分について資本剰余金として計上し減価償却を行わない会計処理）廃止に伴い、資産の撤去等による損失を、補助金等相当額の資本剰余金をもってうめる会計処理ができる規定を削除する。

3 施行時期

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】

〔新旧対照表〕

改 正 案	現 行																																								
<p>(経営内容)</p> <p>第四条 公営企業の経営内容は、次のとおりとする。</p> <p>三 三重県電気事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">最大出力</th> <th style="text-align: center;">供給先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長ヶ発電所</td> <td style="text-align: center;">キロワット 二、六〇〇</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大和谷発電所</td> <td style="text-align: center;">六、四〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	施設名	最大出力	供給先	長ヶ発電所	キロワット 二、六〇〇	(略)	(略)	(略)	大和谷発電所	六、四〇〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(経営内容)</p> <p>第四条 公営企業の経営内容は、次のとおりとする。</p> <p>三 三重県電気事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">最大出力</th> <th style="text-align: center;">供給先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長ヶ発電所</td> <td style="text-align: center;">キロワット 二、六〇〇</td> <td rowspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮川第一発電所</td> <td style="text-align: center;">二五、六〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮川第二発電所</td> <td style="text-align: center;">二八、六〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大和谷発電所</td> <td style="text-align: center;">六、四〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">蓮発電所</td> <td style="text-align: center;">四、八〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資本剰余金の処分)</p> <p>第五条の二 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この条において「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</p>	施設名	最大出力	供給先	長ヶ発電所	キロワット 二、六〇〇	(略)	宮川第一発電所	二五、六〇〇	宮川第二発電所	二八、六〇〇	(略)	(略)	大和谷発電所	六、四〇〇	蓮発電所	四、八〇〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施設名	最大出力	供給先																																							
長ヶ発電所	キロワット 二、六〇〇	(略)																																							
(略)	(略)																																								
大和谷発電所	六、四〇〇																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
施設名	最大出力	供給先																																							
長ヶ発電所	キロワット 二、六〇〇	(略)																																							
宮川第一発電所	二五、六〇〇																																								
宮川第二発電所	二八、六〇〇																																								
(略)	(略)																																								
大和谷発電所	六、四〇〇																																								
蓮発電所	四、八〇〇																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								

Ⅳ 「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」について

【議案第90号関係】

1 改正理由

消費税法等の一部改正に伴い、給水に係る料金の額を改定するとともに、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、三重県水道供給条例の一部を下記のとおり改正します。

2 改正内容

		改正案	現 行
料金の算定		基本・使用・超過料金の合計額に百分の百八を乗じて得た額	基本・使用・超過料金の合計額に百分の百五を乗じて得た額
延滞金等の名称		遅延損害金	延滞金
延滞金等の割合		5%	14.5%
端 数 処 理	基礎となる金額	千円未満の端数：切り捨て 全額が二千円未満：全額切り捨て	—
	確定金額	百円未満の端数：切り捨て 全額が千円未満：全額切り捨て	—

3 施行時期

平成26年4月1日から施行する。

【参考】

〔新旧対照表〕

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(料金の算定等)</p> <p>第五条 給水に係る料金（以下「料金」という。）は、次の各号に定める額の合計額に<u>百分の百八</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(分水施設工事の費用負担等)</p> <p>第六条 分水施設（送水管から分岐して量水器に至るまでの分水管及びこれに付属する設備をいう。以下同じ。）の新設、増設等の工事に要する費用は、給水を受けようとする市町の受益の限度において当該市町が負担し、その分担金は前納するものとする。ただし、分担金は、工事完成後において精算し、過不足が生じたときは、追徴し、又は還付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(徴収猶予及び減免)</p> <p>第七条 庁長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、料金若しくは分担金の徴収を猶予し、又はこれを減免することができる。</p> <p style="text-align: center;">(他の条例との関係)</p>	<p style="text-align: center;">(料金等)</p> <p>第五条 給水に係る料金（以下「料金」という。）は、次の各号に定める額の合計額に<u>百分の百五</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(延滞金)</p> <p>第六条 前条の料金を納付すべき市町が納付期限までに納付しなかつた場合は、納入通知書に定められた納付期限の翌日からその料金を納付する日までの期間の日数に応じ、その未納の料金の額に<u>年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収する。</u>この場合において、<u>料金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる料金の額は、その納付のあつた料金の額を控除した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(料金等の徴収猶予及び減免)</p> <p>第七条 庁長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、料金若しくは延滞金の徴収を猶予し、又はこれを減免することができる。</p> <p style="text-align: center;">(分水施設工事の費用負担等)</p> <p>第八条 分水施設（送水管から分岐して量水器に至るまでの分水管及びこれに付属する設備をいう。以下同じ。）の新設、増設等の工事に要する費用は、給水を受けようとする市町の受益の限度において当該市町が負担し、その分担金は前納するものとする。ただし、分担金は、工事完成後において精算し、過不足が生じたときは、追徴し、又は還付する。</p> <p>2・3 (略)</p>

第八条 この条例に定めるもののほか、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成二十六年三重県条例第 号)に定める事項については、その定めるところによる。

附 則(平成二十六年三月 日三重県条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している給水であって、施行日から平成二十六年四月三十日までの間に同条第一項に規定する料金(以下この項及び次項において「料金」という。)の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお、従前の例による。

3 施行日から三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成二十六年三重県条例第 号)第七条の施行の日の前日までに発生した料金又は改正後の第六条第一項に規定する分担金(以下「料金等」という。)のうち、納付期限までに納付されないものについては、改正後の第八条の規定にかかわらず、次項から附則第九項までの規定を適用する。

4 三重県水道供給条例第二条第一項に規定する庁長(附則第九項において「庁長」という。)は、料金等が納付期限までに納付されなかったときは、納付の遅滞に係る損害賠償金(以下「遅延損害金」という。)を徴収する。

5 前項の遅延損害金の額は、同項の納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、料金等の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる料金等の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

7 附則第五項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であ

るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

8 附則第五項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

9 庁長は、納付期限までに料金等が納付されなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、附則第四項の遅延損害金を減免することができる。

10 施行日前に発生した改正前の第五条第一項に規定する料金又は改正前の第八条第一項に規定する分担金のうち、納付期限までに納付されないものについては、施行日以後の期間にあっては附則第四項から前項までの規定を適用し、施行日前の期間にあってはなお従前の例による。

V 「三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」 について

【議案第91号関係】

1 改正理由

消費税法等の一部改正に伴い、工業用水の料金の額を改定するとともに、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、三重県工業用水道条例の一部を下記のとおり改正します。

2 改正内容

		改正案	現 行
料金の算定		基本・使用・超過料金の合計額に百分の百八を乗じて得た額	基本・使用・超過料金の合計額に百分の百五を乗じて得た額
延滞金等の名称		遅延損害金	延滞金
延滞金等の割合		5%	14.5%（1月経過する日まで7.25%）
端 数 処 理	基礎となる金額	千円未満の端数：切り捨て 全額が二千円未満：全額切り捨て	—
	確定金額	百円未満の端数：切り捨て 全額が千円未満：全額切り捨て	百円未満の端数：切り捨て 全額が百円未満：全額切り捨て

3 施行時期

平成26年4月1日から施行する。

【参考】

〔新旧対照表〕

改 正 案	現 行
<p>(料金の算定)</p> <p>第二十四条 工業用水の料金(以下「料金」という。)は、次に定める額の合計額に<u>百分の百八</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(料金の算定)</p> <p>第二十四条 工業用水の料金(以下「料金」という。)は、次に定める額の合計額に<u>百分の百五</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(延滞金の徴収)</p>
<p>第二十七条 削除</p> <p>(他の条例との関係)</p>	<p>第二十七条 管理者は、使用者が料金又はこの条例により負担すべき費用を定められた納入期限までに納入しないときは、当該納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額に<u>年十四・五パーセント</u>(当該納入期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、<u>年七・二五パーセント</u>)の割合を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。ただし、延滞金に<u>百円未満の端数</u>があるとき、又はその金額が<u>百円未満</u>であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</p>
<p>第三十二条 この条例に定めるもののほか、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成二十六年三重県条例第 号)に定める事項については、その定めるところによる。</p> <p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第三十三条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則(平成二十六年三月 日三重県条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>	<p>第三十二条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第二十四条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している給水であって、施行日から平成二十六年四月三十日までの間に同条第一項に規定する料金(以下この項及び次項において「料金」という。)の支払を受ける権利の確定されるもの</p>	

に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 施行日から三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第号）第七条の施行の日の前日までに発生した料金又は改正後の三重県工業用水道条例により負担すべき費用（以下「料金等」という。）のうち、納入期限までに納入されないものについては、改正後の第三十二条の規定にかかわらず、次項から附則第九項までの規定を適用する。
- 4 三重県工業用水道条例第二条第一号に規定する管理者（附則第九項において「管理者」という。）は、料金等が納入期限までに納入されなかったときは、納入の遅滞に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。
- 5 前項の遅延損害金の額は、同項の納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、料金等の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる料金等の額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 7 附則第五項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 8 附則第五項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 9 管理者は、納入期限までに料金等が納入されなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、附則第四項の遅延損害金を減免することができる。
- 10 施行日前に発生した改正前の第二十四条第一項に規定する料金又は改正前の三重県工業用水道条例により負担すべき費用のうち、納入期限までに納入されないものについては、施行日以後の期間にあっては附則第四項から前項までの規定を適用し、施行日前の期間にあってはなお従前の例による。